

## 安祥寺山国有林(森林作業道)森林整備事業(造林)入札説明書

京都大阪森林管理事務所の安祥寺山国有林(森林作業道)森林整備事業(造林)に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

また、状況に応じて本公告を取り下げる場合がある。

1. 公告日 令和4年10月13日
2. 分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所長 中塚仁司
3. 事業の概要
  - (1) 事業名 安祥寺山国有林(森林作業道)森林整備事業(造林)
  - (2) 事業場所 京都府京都市 安祥寺山国有林19い4林小班
  - (3) 事業内容 森林作業道補修 37 m
  - (4) 履行期間 契約締結の翌日から令和5年1月10日まで
  - (5) 本物件は、造林・素材生産事業における競争参加資格確認資料の簡素化対象事業ではないことから関係書類はすべて提出すること。
  - (6) 本事業については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場合に設計変更の協議の対象となる。受注者からの申し出により、受注者による事業計画書への反映及び確実な履行を前提として設計変更を行い、必要に応じて請負代金額の変更や履行期間の延長を行う。
  - (7) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について  
受注者は、事業の実施に当たっては、効率的な実施に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。
4. 競争参加資格  
本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。
  - (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号(以下「予決令」という。))第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条における特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 令和4・5・6年度全省庁統一資格(以下「全省庁統一資格」という。)の「役務の提供等(その他)」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加者の資格に関する公示(令和4年2月15日)に基づき「A、B、C、D」に格付けされている者であること。  
また、これらの競争参加資格を有していない者であっても競争参加資格の確認申請を行うことができる。ただし、入札時点において全省庁統一資格の「役務の提供等(その他)」等を有していない場合は競争参加資格がないものとする。

造林事業の等級区分(役務の提供等(その他))

数 値	等 級
75点以上	A
55点以上 75点未満	B
40点以上 55点未満	C
40点未満	D

- (3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、次の全ての要件を満たす者であること。
- ア 事業を共同連携して請け負うことを目的に結成された共同事業体であり、目的等必要な事項を明らかにした協定書を締結していること。
  - イ 共同事業体の構成員の全てが全省庁統一資格の「役務の提供等(その他)」を有すること。
  - ウ 共同事業体の構成員が当該発注案件に対して単体企業として入札を行わないこと。
  - エ 共同事業体の等級は代表者の等級とし、(2)に定める等級であること(代表者が認定事業者である場合は、(2)なお書きで読み替え適用する等級であること。)。
- (4) 全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において、「近畿」を選択している者であること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(「競争参加者の資格に関する公示」(平成30年11月26日)9(2)に規定する手続をした者を除く。)でないこと。
- (6) 平成19年4月1日から令和4年3月31日までの間に完了した当該事業と同種の事業である「素材生産事業(車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)を使用した事業)」又は「森林土木事業」(以下「同種の事業」という。)を実施した実績(国有林野事業発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む。)を有すること。  
なお、共同事業体としての事業実績は、出資比率が20%以上の事業に限る。
- (7) 同種事業について、令和2年4月1日から令和4年3月31日の間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知)」(以下「事業成績評定要領」という。)による事業成績評定を受けた同種の事業がある場合は、当該事業の評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 次に示す現場代理人が常駐できること。
- ア 当該事業に配置を予定する現場代理人にあっては、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札公告日以前において3ヶ月以上)であること。
  - イ 同種事業に3年以上従事しており、事業の適正な実施が見込める者であり、年間少なくとも1回以上従事し、かつ、通算で3年以上従事していること。なお、従事期間は連続する3年である必要はない。
  - ウ 現場代理人を複数配置する場合は、その全員が①及び②の条件を満たしていること。
- (9) 当該事業の実施において、次に示す資格等を有する技能者を配置できること。  
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転技能講習の修了者を配置できること。  
なお、その他法令上定められた資格又は安全教育(以下、「資格等」という。)が必要な作業を行う場合は、当該作業に必要な資格等を有している者を配置できること。

- (10) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」(平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (11) 以下に定める届出をしていない事業者(届出の義務がない者を除く。)でないこと。  
ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出  
イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出  
ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (12) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同事業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。  
ア 資本関係  
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。  
(ア) 親会社と子会社の関係にある場合  
(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合  
イ 人的関係  
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手續が存続中の会社である場合は除く。  
(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合  
ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
個人事業主又は中小企業等協同組合法、森林組合法等に基づき設立された法人等であって、ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (13) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」(令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知)に沿って、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向けチェックシート」(別紙様式1-1)に記入し提出すること。  
注:「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け 解説資料」は林野庁ホームページに掲載(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>)

## 5. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料(以下「申請書等」という。)を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- なお、4.(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4.(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、入札の時において4.(2)に掲げる事項を満たしていかなければならない。
- なお、期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
- 申請書等は、持参又は郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。)によりイの場所にアの提出期間内に必着とする。

なお、提出した申請書等の差替え及び再提出がある場合は、アの提出期間内における持参又は郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。)は受け付ける。

ア 提出期間： 令和4年10月14日から令和4年10月27日まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。以下「休日等」という。)の9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までを除く。)

イ 場所： 〒602-8054  
京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102  
京都大阪森林管理事務所 総務グループ  
電話 075-414-9822

ウ 返信用封筒： 競争参加資格の有無の返信用封筒(長3号)1部を宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金(404円)の切手を貼って、申請書等及び資料と併せて提出すること。

(2) 申請書は、別紙様式1により作成すること。

提出書類は別紙様式1(競争参加資格確認申請書)を1頁として通し番号を付するとともに、全頁を表示(全頁が10頁の場合は、1/10から10/10と表示)して提出すること。

また、提出書類の添付資料のうち別紙様式1～5に関する添付資料は、提出の確認のため、提出書類(申請書)一覧(その1～3)を作成し、申請書とともに提出すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

ただし、アの同種事業の実績、イの配置予定現場代理人の同種事業の経験については、該当年度のものとし、事業が完成し、引渡しが完了したものに限り記載すること。

ア 同種事業の実績(別紙様式2)

4.(6)に掲げる資格があることを判断できる同種事業の実績(元請、下請として完成、引渡しが完了した事業実績の中から代表的なもの1件とする。)を別紙様式2に記載し、それを確認できる資料として契約書の写し(事業名、履行期限、発注機関、社印を有する部分及び設計図書等で事業内容が確認できる資料。下請を実績として記載した場合は、元請事業体と交わした契約書又は発注者が発出した下請承認書等の写し。)等を添付すること。ただし、当該事業が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されており、その登録内容から確認できる場合は、CORINSの登録内容確認書(工事実績)の写しを契約書等の添付に代え、証明とすることができる。

なお、森林管理署長等が発注し完成した事業で事業成績評定を受けた同種の事業がある場合、事業成績評定通知書の写しを添付すれば、契約書の写しの添付は省略できる。ただし、事業成績評定通知書は、当該事業の評定点が65点以上のものに限る。

また、自己山林に関する同種事業の実績についても実績として評価するので、その場合は事業名及び発注機関名欄には「自己山林」と記載し、契約金額については都道府県の造林補助事業における標準単価、地元の森林組合等からの聞き取り数値などにより算定すること。

イ 配置予定現場代理人の同種事業の経験(別紙様式3)

4.(8)に掲げる資格があることを判断できる配置予定現場代理人(技術を有する請負契約者本人が現場に常駐して運営する場合を含む。)の会社名、同種事業の経験等を別紙様式3に記載すること。

また、配置予定の現場代理人として複数人の候補者を記載することもできる。

なお、作成に当たっては次の点に留意すること。

(ア) 同種事業に年間少なくとも1回以上従事し通算で3年以上従事していることが判断できるよう明記すること。

なお、従事期間は連続する3年である必要はない。

(イ) 配置予定現場代理人が申請時に従事している全ての事業の従事状況を記載し、本事業を落札した場合の対応措置を明確に記載すること。

(ウ) 同種事業の経験等を確認できる資料として契約書の写しと履歴書又は経歴書を添付すること。

なお、森林管理署長等が発注し完成した事業で事業成績評定を受けた同種の事業を記載した場合、事業成績評定通知書の写しを添付すれば、契約書の写しの添付は省略できる。

ただし、事業成績評定通知書は、当該事業の評定点が65点以上のものに限る。

エ 配置予定現場代理人の条件

配置予定現場代理人の選任条件は次のとおりとする。

(ア) 配置予定現場代理人は、契約締結の日から本事業に常駐できる者であること。

ただし、次に掲げる期間の常駐は要しない。

a 契約締結後、現場の事業に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工等が開始されるまでの期間。)。

b 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、事業を全面的に一時中断している期間。

c 事業完成後、検査が終了し事務手続きのみが残っている期間。

(イ) 同一の者を重複して複数事業の配置予定現場代理人として選任することが出来る。ただし、他の事業を落札又は落札予定者となったことにより、記載した配置予定現場代理人を配置できなくなったときには、直ちに提出した競争参加資格確認申請の取り下げ(書面に限る。)又は入札の辞退を行うこと。

なお、これらの行為を行わずに入札した者については、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止措置を行うことがあるので留意すること。

(ウ) 契約締結後、配置の現場代理人の常駐違反の事実が確認された場合には、契約を解除することがある。

(エ) やむを得ず配置の現場代理人を変更する場合は、次に掲げる場合等とする。

a 請負者の責によらない理由により事業中止又は事業内容の大幅な変更が発生し、履行期限が延長された場合。

b 一つの契約期限が多年に及ぶ場合(大規模な事業の場合。)。

c その他、分任支出負担行為担当官がやむを得ない事情と認めた場合。

いずれの場合であっても、発注者との協議により交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、同種事業の経験が当初配置の現場代理人と同等以上の者を配置しなければならない。

エ 配置予定の技能者(別紙様式4)

配置予定の技能者の資格等を別紙様式4に技能者別に記載し、それを確認できる資料として免許又は講習若しくは研修修了の写しを添付すること。なお、競争参加資格要件として資格等の取得者の配置が必要な場合は、資格等を取得している技能者が配置可能であることを判断できるよう様式に明記(本事業の実施に必要な資格等を有し、配置できる者のみ記載する。)するとともに、それを確認できる資料を添付すること。ただし、4.(9)において必要な資格等が定められていない場合は、「該当無し」として提出すること。

オ 過去2年間の事業成績(別紙様式5)

過去2年間で同種の事業での事業成績評定を受けた事業がある場合はその事業の件数、事業成績評価点の合計(65点以下を含む)、その平均点を別紙様式5に記載すること。また、そのすべての事業成績評定通知書を添付すること(本店、支店、営業所の合計とする。)。

カ 従業員名簿

配置予定の従業員(現場代理人及び作業員)の社会保険等の(健康保険、年金保険、雇用保険)の加入状況について、種類等を別紙様式8-2に記載すること。

また、届出の義務がない事業主、若しくは未加入者がある場合は未加入の理由等を明記すること。

なお、保険加入状況を証明する資料(保険証、領収済み通知書等の写しにおいて被保険者等の記号・番号が記されている場合は、当該記号・番号にマスキングを施したもの)を添付すること。

#### キ その他留意事項

(ア) アの同種事業の実績、イの配置予定現場代理人の同種事業の経験において、契約書等により同種事業であることが確認できない場合は、契約書の他に施工計画書等の当該事業の内容が証明できる書類を添付すること。ただし、アの同種事業の実績(別紙様式2)、イの配置予定現場代理人の同種事業の経験(別紙様式3)及び過去2年間の事業成績(別紙様式5)が同じ事業であれば、その事業に係る資料の添付は1部でよい。

なお、必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

- (イ) 森林管理署長等が発注し完成した事業で事業成績評定を受けた同種の事業がある場合、事業成績評定通知書の写しを添付すれば、契約書の写しの添付は省略できる。ただし、事業成績評定通知書は、当該事業の評定点が65点以上のものに限る。
- (ウ) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、共同事業体構成員の作業工程等を総括し、申請書等を作成のうえ、共同事業体名で提出すること。

#### ク 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」に沿った作業安全対策への取組状況

当該個別規範に沿った作業安全対策の取組状況について、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け チェックシート」(別紙様式1-1)に記入し提出すること。

また、個別規範の内容に係る詳細については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け 解説資料」を必要に応じて参照のこと。

なお、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その提出をもって、これに代えることができる。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け解説資料」は林野庁ホームページに掲載( <https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html> )

(4) 申請書等の資料作成説明会は、実施しない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和4年11月2日までに通知する。参加資格が「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(6) 競争参加資格確認資料のヒアリングは、実施しない。

(7) その他

- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- イ 申請書等が提出されたことをもって、提出者に事業受注意欲があるものとみなす。
- ウ 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- エ 提出された申請書等は返却しない。
- オ 本交付資料、申請書等及び資料は作成以外の目的で使用してはならない。
- カ 提出期限以降における申請書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定現場代理人に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りでない。

## 6. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができる。

ア 提出期限： 令和4年11月14日17時00分まで(休日等を除く。)。

イ 提出場所： 5.(1)イに同じ。

ウ 提出方法： 持参又は郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る)によりアの提出期限内に必着とする。

なお、電送によるもの及び指定された郵便以外での郵送又は期間内に必着しなかつた書面は受付けない。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和4年11月16日17時00分までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

## 7. 現場説明会

現場説明会は、実施しない。

## 8. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面(様式は任意)により提出すること。

ア 質問の提出期間： 令和4年10月14日から令和4年11月11日まで  
同期間の休日等を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までを除く。)。

イ 提出場所： 5.(1)イに同じ。

ウ 提出方法： 持参又は郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。)により、アの提出期限内に必着とする。

なお、電送によるもの及び指定された郵便以外での郵送又は期間内に必着しなかつた書面は受付けない。

(2) (1)に対する回答は、書面により回答する。また、質問及び回答書の内容を次のとおり閲覧に供すると共に近畿中国森林管理局ホームページで随時公表する。

ア 閲覧期間： 令和4年11月16日まで。

同期間の休日等を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までを除く。)。

イ 閲覧場所： 5.(1)イに同じ。

## 9. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札書は、令和4年11月17日11時00分までに京都大阪森林管理事務所会議室へ持参すること。

なお、郵便(一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。)により提出する場合は二重封筒とし入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「11月17日開札、安祥寺山国有林(森林作業道)森林整備事業(造林)の入札書在中」と朱書し、令和4年11月16日17時00分までに必着すること。(郵便により提出する場合の送付先は、3.(2)イに同じ。)電話、電報、FAX、その他の方法による入札は認めない。

ただし、再度の入札は引き続き行うので、郵便入札を行った場合は再度の入札に参加できない。

- (2) 事業費内訳書については、入札書と別封により(郵送の場合は(1)の外封筒に入れて)提出すること。
- (3) 開札は、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせ京都大阪森林管理事務所会議室において事業費内訳書の内容を確認してから行うこととし、令和4年11月17日11時10分とする。郵便による応札者については、執行後、落札結果を電話、FAX又は文書にて通知する。
- (4) 競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び代理人が入札する場合は委任状を持参すること。

## 10. 入札方法等

- (1) 入札書は所定の様式(別紙様式7)とし、事業名、商号又は名称、氏名等を記載すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は原則2回までとするが、分任支出負担行為担当官の判断により追加の入札を行う場合でも3回を限度とする。
- (4) 提出のあった入札書は返却しない。

## 11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金:免除
- (2) 契約保証金:免除

## 12. 事業費内訳書の提出

- (1) 個々の物件の入札に際し、入札書とともに入札書に記載される入札金額(単価契約の場合には予定総価とする。)に対応した事業費内訳書(別紙様式6)を別封により(郵送の場合は9.(1)の外封筒に入れて)提出すること。
- (2) 提出された事業費内訳書は返却しない。
- (3) 支出負担行為担当官等が必要と認めた場合、提出された事業費内訳書について説明を求めることがある。また、事業費内訳書の提出のない入札は無効とする。

## 13. 入札の無効

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊入札者注意書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。  
なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (2) 当該事業の入札において、次の各号のいずれかの不正な行為を行った者による入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
  - ア 自身又は特定の事業者が入札に参加可能となるよう、又は不可能となるよう参加資格要件を変えるよう発注担当職員に対し要求する行為。

- イ 自身又は特定の事業者が入札に参加が可能となるよう、又は不可能となるよう入札参加資格審査に圧力をかけるような要求行為。
- ウ 非公開または公開前における設計金額、予定価格、見積金額若しくは予決令第85条に基づく調査基準価格及びこれらが類推できる因子等を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
- エ 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
- オ 入札参加者名を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
- カ 前各号に掲げるもののほか、自身又は他の事業者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為。

(3) (1)から(2)に該当する事実が契約後に確認された場合は、発注者は請負契約約款第48条第1項第13号を適用し契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

#### 14. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
ただし、予定価格が1千万円を超える事業について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札者が2者以上あるときは、当該者が入札に立ち会わない場合は当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 予定価格が1千万円を超える事業について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は15.に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

#### 15. 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないと認めると認めるか否かについて、入札者から資料の提出、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該事業の履行期間の延期は行わない。

- (1) 提出を求める資料等
  - ア 当該価格で入札した理由
  - イ 積算内訳書
  - ウ 手持ち事業の状況
  - エ 手持ち資材の状況
  - オ 労務者等の具体的供給見通し
  - カ 過去に施工した同種の事業名及び発注者
  - キ 経営内容
- (2) 説明資料の提出期限は、調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して7日以内とし、提出期限後の差替え及び再提出は認めないものとする。また、提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合は、入札注意書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。
- (3) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は監督の結果内容と入札時の調査の内容とが著しく乖離した場合は、当該工事の成績評定にて厳格に反映するとともに、

過去に同様の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

#### 16. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとし、落札決定の日から起算して10日以内(休日等を除く。)に契約を締結するものとする。

#### 17. 支払条件

- (1) 前金払 : 無
- (2) 中間前金払 : 無
- (3) 部分払 : 無

#### 18. 関連情報を入手するための照会窓口

5.(1)イに同じ。

#### 19. 事業成績評定の実施

請負契約の金額が、500万円以上の事業については、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付林国業第244号林野庁長官通知)」に基づき成績評定を実施するものとする。

#### 20. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、5.(3)の資料に記載した配置予定現場代理人及び技能者を当該事業に配置すること。

## 入札者注意書

入札者(代理人を含む。以下同じ。)は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。  
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。  
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額(契約金額)とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
- 9 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 10 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
  - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
  - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
  - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書
  - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書
  - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
  - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
  - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
  - (8) 入札時刻に遅れました入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
  - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
  - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
  - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
  - (12) 入札保証金(その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。)の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
  - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。

- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 12 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があつても受理しない。
- 13 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち合わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
- 14 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 15 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適当であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。
- (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
- (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
- (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 16 落札となるべき同価格(総合評価落札方式による場合は「同評価値」)の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。  
なお、この場合、同価格(同評価値)の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- 17 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 18 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 21 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

#### 記

##### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

##### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
近畿中国森林管理局  
京都大阪森林管理事務所長 中塚仁司 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和4年10月13日付けで入札公告のありました安祥寺山国有林(森林作業道)森林整備事業(造林)に係る競争に参加する資格について、確認されたく下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告の記の2(2)に定める全省庁統一資格の資格確認通知書の写し
- 2※ 入札公告の記の2(2)に定める林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく都道府県知事の認定を受けている場合は認定書の写し
- 3 入札公告の記の2(13)に定める農林水産業・食品産業の安全作業のための規範(個別規範:林業)事業者向けチェックシートを記載した書面(様式1-1)
- 4 入札公告の記の2(6)に定める同種事業の実績を記載した書面(様式2)
- 5 入札公告の記の2(8)に定める配置予定の現場代理人の資格・経験等を記載した書面(様式3)
- 6 入札公告の記の2(9)に定める従事予定の技能者の資格等を記載した書面(様式4)
- 7 過去2年間の事業成績の評価点を記載した書面(様式5)
- 8 入札公告の記の2(12)に定める配置予定の従業員の社会保険等加入状況を記載した書面(様式8-2)
- 9 上記4~8の内容を証明するための書面

(注1 2※は、認定を受けている場合のみ)

(備考) 1 用紙の大きさは日本工業規格A4版とする。

2 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(404円)の切手を貼った長3号封筒を1部申請書と併せて提出すること。

## 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)

事業者向け チェックシート

事業名 : 安祥寺山国有林(森林作業道)森林整備事業(造林)

発注官署 : 京都大阪森林管理事務所

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○をつける。複数選択可)	素材生産 ／ 造林・保育 ／ その他( )
雇用労働者の有無	有 ／ 無
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○ : 実施 × : 実施していない △ : 今後、実施予定 - : 該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 —：該当しない
1-(2)-②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	

具体的な事項		○ : 実施 × : 実施していない △ : 今後、実施予定 － : 該当しない
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事故時の事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

## 提出書類(申請書)一覧(その1)

様式名称	添付書類等	書類等の有無	提出の確認	
別紙様式1	全省庁統一資格確認通知書(写)	(例) 有	(例) 提出	
	府県知事等からの認定証明書類(写)	(例) 無	(例) 一	
別紙様式1-1	農林水産省・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向けチェックシート			
別紙様式2	契約書(写)			
	事業成績評定通知書(写)			
	その他 (必要に応じて)			
別紙様式3				提出書類(申請書)一覧(その2)のとおり。
別紙様式4				提出書類(申請書)一覧(その3)のとおり。
別紙様式5	事業成績評定通知書(写)			
別紙様式8-2				

注1 : 別紙様式2の「その他」は、下請を実績とした場合の「元請事業体とかわした契約書(写)、発注者が発出した下請承認書等(写)、又は事業証明書」のことである。

○/○

提出書類(申請書)一覧(その2)

様式名称	添付書類等	書類等の有無	提出の確認	
別紙様式3 (氏名) ○○ ○○	契約書(写)	(例) 有	(例) 提出	
	事業成績評定通知書(写)	(例) 無	(例) 一	
	履歴書又は経歴書			
	その他 (必要に応じて)			
別紙様式3 (氏名) ○○ ○○	契約書(写)			
	事業成績評定通知書(写)			
	履歴書又は経歴書			
	その他 (必要に応じて)			
別紙様式3 (氏名) ○○ ○○	契約書(写)			
	事業成績評定通知書(写)			
	履歴書又は経歴書			
	その他 (必要に応じて)			
別紙様式3 (氏名)	契約書(写)			
	事業成績評定通知書(写)			
	履歴書又は経歴書			
	その他 (必要に応じて)			

注: 別紙様式3の「その他」は、共同事業体構成員としての事業を実績とした場合の「当該共同事業体の出資比率が確認できる書面(写)」のことである。

### 提出書類(申請書)一覧(その3)

様式 (添付書類)	提出確認		該当者氏名
別紙様式4 (受講修了証等(写))	(例) 提出		○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○
			○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○
			○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○

注1: 当該事業に必要な技能者の資格等毎に記載すること

○/○

## 別紙様式2

## 同種事業の実績

商号又は名称

項目	統一資格番号
事業名称等	事業名
	発注機関名
	履行場所 (都道府県名・市町村名)
	契約金額
	履行期限 平成(令和) 年 月 日～ 平成(令和) 年 月 日
	事業成績評定点 (該当の場合)
	受注形態等 (JVの場合の構成業者名及び出資比率)
事業概要	事業内容 (具体的な作業種等)
	事業の履行条件その他

## (備考)

- 1 事業の実績は、過去15年間（平成19年4月1日～令和4年3月31日）に、引き渡しが完了した同種事業実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む。）の中から、代表的なものを1件記載する。（国有林での同種事業の実績があれば国有林での実績を記入すること。）
- 2 公告において明示した参加資格が的確に判断できる具体的項目を記載すること。
- 3 統一資格番号欄は、全省庁統一資格の業者コードを記入すること。
- 4 事業名称等、事業の概要等の各項目は、国有林野事業における実績の有無にかかわらず必ず記入すること。
- 5 事業実績が複数以上を必要とする場合は、頁を追加して記載すること。
- 6 同種事業の実績として記載した事項が確認できる資料として、契約書の写し（事業名、履行期限、発注機関、社印を有する部分及び事業内容が確認できる資料（設計図書等で設計条件が確認できる部分）。下請を実績として記載した場合は、元請事業体とかわした契約書又は発注者が発出した下請承認書等の写し。）又は事業証明書（別紙「参考1」）を添付すること。  
ただし、当該事業が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されており、その登録内容から確認できる場合は、CORINSの登録内容確認書（工事実績）の写しを契約書等の添付に代え、証明とすることができる。
- 7 記載する事業が「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）」による事業成績評定を受けた事業である場合は、事業成績評定通知書の写しを添付すれば、契約書の写しの添付は省略できる。なお、評定点が65点未満のものは、事業実績として認めないので留意すること。
- 8 同種事業の実績（様式2）、配置予定現場代理人の同種事業の経験（様式3）及び過去2年間の事業成績（様式5）が同じ事業であれば、その事業に係る資料の添付は1部でよい。
- 9 本様式は競争参加資格の確認に使用する。用紙の大きさは、日本産業規格A4列4版とする。

○/○

## 別紙様式3

## 配置予定の現場代理人の資格・経験等

項目	氏名
会社名	
事業名	
発注機関名	
事業場所 (都道府県・市町村名)	
事業内容	
従事期間	平成(令和) 年 月 日～ 年 月 日
従事した職種・役職等	作業班員、班長、職長、現場代理人等
申請事業における配置予定の作業 (生産事業に限る)	配置予定の作業を○印で囲む ・搬出を伴う作業 ・搬出を伴わない作業
事業名称	○○○○○事業
発注機関名	○○県林業公社○○事務所
申請時における当該配置予定の現場代理人の他事業の従事状況	自 令和〇年〇月〇日～至 令和〇年〇月〇日 現場代理人、班長、機械運転手等具体的に記載する
本事業を落札した場合の対応措置	○○県林業公社の事業は〇月〇日が履行期限であり、別添の公社事業の事業計画書のとおり本事業着手前に完了することから、本事業に現場代理人として従事することは可能である。等具体的に記載する。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4版とする。
- 2 公告において明示した参加資格が判断できる必要最小限の具体的項目（当該事業に則した項目）を記載すること。
- 3 同種業務の経験等が確認できる資料として、契約書の写し（事業成績評定通知書の写しを添付すれば、契約書の写しの添付は省略できる。なお、評定点が65点未満のものは、事業実績として認めないので留意のこと。）と履歴書又は経歴書（任意様式、技術提案提出者の押印、他社での経験の場合はその会社の証明書。）を添付すること。
- 4 なお、複数の現場代理人を予定する場合に、確認できる資料が同じとなるときは1部の添付（人数分の添付は不要）でよい。また、同種事業の実績（様式2）、配置予定現場代理人の資格・経験（様式3）及び過去2年間の事業成績（様式5）が同じ事業であれば、その事業に係る資料の添付は1部でよい。
- 5 従事していることが判断できるよう明記すること。なお、従事期間は連続する3年である必要はない。
- 6 共同事業体構成員としての事業実績を記載する場合は、当該共同事業体の出資比率が確認できる書面の写しを添付すること。

○/○

別紙様式 4

従事予定の技能者の資格等（当該事業の実施に必要な資格等の保有者）

氏名	資格・受講の有無		備考
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習		

(備考)

- 1 作業内容に応じて法令上必要とされている資格等について記載すること。従事予定技能者が取得している資格・受講の有無について、該当欄に「資格・受講の有無」欄には、当該事業の実施に必要とする資格のうち、○印を記載すること。当該事業に必要としない項目については「該当無し」と記入すること。なお、事業の実施に際して必要な資格については、空欄にその資格を記載し、○印を記載すること。
- 2 ○印を記載すること。当該事業に必要としない項目については「該当無し」と記入すること。なお、事業の実施に際して必要な資格については、空欄にその資格を記載し、○印を記載すること。
- 3 従事予定技能者が取得している資格のうち、○印を記載した資格については、受講修了証等の証明書を添付すること。
- 4 架線集材装置とは、集材機集材、タワーヤードー等とする。簡易架線集材装置とは、スイングヤード等とする。

○/○

## 別紙様式5

(用紙A4)

過去2年間(令和2年度、令和3年度)の事業成績  
 事業名(安祥寺山国有林(森林作業道)森林整備事業(造林))  
 会社名:○○○(株)

	事業名	発注 森林管理署等名	完了 年度	成績 評定点	低入札価格調査 の該当の有無
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計					
平均					

注1: 国有林野事業における同種事業で、過去2年間(令和2年4月1日から令和4年3月31月)に完成・引き渡し、事業成績評定を受けた全ての事業成績評定結果を記載すること。(本店、支店、営業所の合計とする。該当の無い場合は「該当なし」と記入。)

2: また、過去1年間(令和3年4月1日から令和4年3月31月)において調査基準価格を下回る価格で入札を行い、低入札価格調査を受けて落札した事業に該当する場合は「低入札価格調査の該当の有無」欄に「該当」と記載すること。

3: 記載した事業の事業成績評定通知書の写しを全て添付すること。

4: 同種事業の実績(様式2)、配置予定現場代理人の資格・経験(様式3)及び過去2年間の事業成績(様式5)が同じ事業であれば、その事業に係る資料の添付は1部でよい。

[○/○]

## 従業員名簿

会社名:○○○(株)

## (1) 従業員の社会保険等への加入状況

	ふりがな 氏名	社会保険等				備考
			健康保険	年金保険	雇用保険	
1		名称				
2		名称				
3		名称				
4		名称				
5		名称				
.						
.						
.						

注1: 配置予定の従業員(現場代理人及び作業員)について記載する。

- 2: 加入する社会保険の名称を記載する。
- ・ 健康保険については、名称欄は、健康保険、国民健康保険、適用除外(後期高齢者等の場合)等と記載。
  - ・ 年金保険については、名称欄は、厚生年金、国民年金、受給者(受給者の場合)等と記載。
  - ・ 雇用保険については、名称欄は、雇用保険、日雇(日雇者の場合)、適用除外(事業主の場合)等と記載。
- 3: 備考欄には、年齢等を記載する。

## (2) 保険加入状況を証明する資料 別添のとおり。

注 : 保険料の領収済み通知書等関係資料のコピーを添付する。

なお、関係書類において被保険者等の記号・番号が記載されている場合は、当該記号・番号にマスキングを施したもの添付すること。

[○/○]

## 事 業 費 内 訳 書

分任支出負担行為担当官  
 近畿中国森林管理局  
 京都大阪森林管理事務所長 中塚仁司 殿

商号又は名称

代表者氏名

令和4年11月17日入札の安祥寺山国有林(森林作業道)森林整備事業(造林)の事業費内訳書を提出します。

工程・作業種等	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
森林作業道補修	37	m			
小計					
諸経費等					
合計					

注1: 作業種等には、地拵、植付、下刈、除伐、伐倒、集造材、運材、森林作業道作設、トラック運搬、材料費等を記載する。

2: 数量は、閲覧図書内の事業内訳書の事業量等を記載する。

3: 合計金額は、入札書に記載される入札金額に対応したものとする。

別紙様式7

入札書

事業名 安祥寺山国有林(森林作業道)森林整備事業(造林)

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額								

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知のうえ入札します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
近畿中国森林管理局  
京都大阪森林管理事務所長 中塚仁司 殿

入札者

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

(参考1)

## 事業証明書

令和〇年〇月〇日

〇〇〇株式会社

〇〇 〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇長

〇〇 〇〇 〇〇

下記事業を実施し、完成したことを証明します。

- |           |                                            |
|-----------|--------------------------------------------|
| 1 事業名     | 〇〇〇〇〇〇〇事業                                  |
| 2 場所      | 〇〇県〇〇市〇〇町 地内                               |
| 3 請負代金額   | ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇-                              |
| 4 履行期限    | 自 平成(令和)〇〇年〇〇月〇〇日<br>至 平成(令和)〇〇年〇〇月〇〇日(完了) |
| 5 事業の内容   | 保育間伐<br>(面積:〇ha)                           |
| 6 現場代理人氏名 | 〇〇 〇〇<br>平成(令和)〇〇年〇〇月〇〇日～平成(令和)〇〇年〇〇月〇〇日   |

注: 本様式は、競争参加資格確認申請書添付書類において、事業実績を証明する資料がない場合に、発注者による証明が必要となった場合の標準様式とする。

- ① 競争参加資格確認申請書添付の「同種事業の実績」(様式2)
- ② 技術提案書添付の「配置予定現場代理人の資格・経験」(様式7)

[〇／〇]

(参考2)

## 履歴証明書

氏名	山川太郎	年齢	歳
現住所			
職歴			
○年○月	当社〇〇事業所に採用 主に造林事業に従事		
〇〇年〇〇月	生産事業に伐木造材、集材(林業架線作業主任者)として従事		
〇△年〇月	〇〇森林管理署の造林請負事業に班長として従事		
〇△年〇〇月	〇〇県有林の立木販売の伐出(素材生産)に班長として従事		
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>令和 年 月 日 氏名 山川 太郎</p>			
<p>上記 山川太郎の当社・当組合における職歴に相違ないことを証明します。</p> <p>令和 年 月 日 ㈱〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇</p>			

(参考3)

## 委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
近畿中国森林管理局  
京都大阪森林管理事務所長 中塚仁司 殿

委任者住所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により  
の権限を委任します。

を代理人と定め、下記の入札に関する一切

記

1 事業名 安祥寺山国有林(森林作業道)森林整備事業(造林)

## 委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
近畿中国森林管理局  
京都大阪森林管理事務所長 中塚仁司 殿

(委任者) 所在地(住所)  
商号又は名称  
代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所における契約について、下記の一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地(住所)  
商号又は名称  
代表者役職氏名

### (委任事項)

- 1 入札及び見積もりに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人の選任及び解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

### (委任機関)

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

(注) これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む)があっても差し支えない。